

秋田県告示第416号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年秋田県条例第75号）第10条の規定により、平成26年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次のとおり公表する。

平成27年10月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数
375件（うち、内容の変更を伴う協議件数 44件）
- 2 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数
375件
- 3 県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数
375件
- 4 県外産業廃棄物の搬入量の概要

県外産業廃棄物の種類	搬入量（トン）			
	最終処分	中間処理	再生利用	合計
燃え殻	-	2,288	-	2,288
汚泥	8,978	9,030	771	18,779
廃油	-	18,033	109	18,142
廃酸	-	7,354	-	7,354
廃アルカリ	-	10,371	-	10,371
廃プラスチック類	35	48,490	28	48,552
金属くず	-	20	2	22
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	289	874	1,578	2,742
鋳さい	-	116	-	116
がれき類	-	1	-	1
ばいじん	-	13,673	-	13,673
紙くず	-	0.3	-	0.3
木くず	-	163	-	163
動植物性残さ	-	4,935	-	4,935
動物の死体	-	0.5	-	0.5
廃PCB等	-	546	-	546
混合物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を含む。）	5,984	41,258	-	47,243
合計	15,287	157,151	2,487	174,926

（注1）搬入量は、小数以下を四捨五入して示しているため、合計が一致しない場合がある。ただし、「紙くず」と「動物の死体」については小数第一位まで表示している。

（注2）「-」は、搬入量が無いことを示す。

- 5 環境保全協力金の納入額
38,230,200円
- 6 環境保全協力金の使途
産業廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）と適正処理を推進するための事業の実施に要する経費の一部に充てた。